

## 愛息の徴兵に立ち向かう福沢諭吉

山口, 輝臣

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門日本史学 : 助教授 : 日本近代史

<https://doi.org/10.15017/3693>

---

出版情報 : 史淵. 141, pp.25-51, 2004-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

# 愛息の徴兵に立ち向かう福沢諭吉

山 口 輝 臣

兵役を遁れんとして様々に策略を施すものは・・・一片の怯心は骨に徹して生涯を除く可らず。之を小にしては本人の徳を壊り、之を大にしては天下の元気を損ず。公私の不幸これより大なるはなし。

(福沢諭吉、明治一七年七月)

## 書簡というテキストから―はじめに

ある人物の「考え方」を探るにあたって、その人が残した書簡というのはどれほど重要な材料になり得るのだろうか？ 時々こんなことを考える。

一概にはいえない――いまのところ、私には、そう答えるほかない。

それはこういうことである。例えば、同じ明治という時代を扱う研究者にしても、政治家に関心がある人と哲学者に関心がある人とは、明らかに異なる。一方は、何某関係文書中の書簡に書かれている一言一句について、目を皿のようにして追いかけて、他方は、その人物の記した作品を、詳細にノートしながら読み進むに違いない。だがもしその人物の伝記を書くとなれば、政治家の饅頭本といえども疎かにはできないし、哲学者の残した一通

の恋文が、その人へのイメージを塗り替えてしまいかもしれない。ある社会における書簡の重要性というごく一般的なレベルのほかに、対象とする相手、その相手に対する研究者側の関心の所在などによっても、どうやら書簡の重みは大きく異なってきたからである。

ここしばらく近代日本研究を覆っているテキストへの回帰とでもいうべき事態は、このうちの関心の変化ともいくらかは関連があるだろう。またそうした変化に、テキスト論や言語論などの動きを見ることも不可能ではない。ただ実際になされている作業となると、テキストといったところで、実際には著書や論文など、もともと作品として産出されたものの読解にとどまるものが多く、いくつかの注意すべき論著が出現している影で、「何某の〇〇観」といった文章が濫造されているのが実情ではあるまいか。

そこでこの小論では、書簡の読解から得られた知見をもとに、その書簡の主の著書・論説などを読み返すという作業を意図的に行ってみたい。その人物は福沢諭吉。彼を対象とするのは、一言で言えば、使われないともったいないほど整備された書簡群があるからである。先頃、刊行の終わった『福沢諭吉書簡集』である。<sup>1</sup>

この『書簡集』は、岩波版『福沢諭吉全集』（以下、『全集』と略す）所収の書簡より、若干の出入りを含めて四八〇通多い計二五六四通の福沢諭吉書簡を収録しているだけでなく、懇切な注解も付されており、『全集』の面目を一新している。『国史大系』版に対する『古典文学大系』版の登場といったところだろう。そこでまずはこの『書簡集』を読むところからはじめてみたい。なおあらかじめ断っておけば、小論は、人物研究一般における書簡の重要性を示そうというものではなく、まして書簡から探し出した片言隻語によって、従来の福沢解を批判しようというものではない。ただ材料に恵まれた人物については、それに応じた接近法があつてしかるべきではあるまいか、そしてそれによつてその人物の「考え方」についてより深く入り込んでいくことができるのではないか。そうしたアイデアを、福沢諭吉という人物を対象に実行に移してみようというものである。

## 諭吉、捨次郎の徴兵逃れを企つ

さてあらためて書簡というものを通じて福沢を眺めていくと、著作や社説などからでは窺いにくい面が浮かび上がってくることも確かである。父としての福沢ともいふべきものもそのひとつであろう。四男五女に恵まれた福沢が書き残した親族宛の手紙からは、彼における家族の重みのようなものがひしひしと伝わってくる。明治一六年（一八八三年）から米国へ留学した長男・一太郎と次男・捨次郎に宛てた書簡群——『書簡集』収録数は一三通。近況やら心配事やらが細々記されている長文のものが大半——はその中心である。

二人は明治二十一年一月四日に無事帰国するが、その前から父・諭吉は二人の結婚に就職にと奔走している。それとともに父を悩ませたのが、徴兵である。

\*

福沢諭吉はすでに『兵論』（明治一五年一月）と『全国徴兵論』（明治一七年一月）の二冊を世に問うており、徴兵についても独自の見解を持っていた。その後も新著こそないものの、『時事新報』の社説「国役は国民平等に負担すべし」（明治一九年二月）などを通じて議論を展開していた。その核となるのは、徴兵の法は、①兵を取る範囲・母集団を広くし、②全国の男子をして一様に「護国の義務」を負担させ、③國中一般の士気を振起するものであり、この趣旨を徹底すべし、という主張である。①と②は徴兵の具体的な方法ともいふべき次元についての、そして③は目的あるいは効果といった次元での考え方といえるだろう。

徴兵についての福沢の思考は、二つの軸に基づいてなされている。ひとつは士族—平民という軸である。右の①②③はこう説明されている。士族のみから兵を徴集していたに等しい封建の時代よりも、士族・平民にかかわらず男子全員から兵を徴集できる点で徴兵はすぐれており①、それによって士族・平民の区別なく公平に義務

の負担がなされ(②)、しかもかつてはほとんど士族に限られていた尚武の気風を全国へ普くすることができ(③)、と(『全国』三九五〜六頁)。福沢はもともと軍役こそ「国事」への関心を目覚めさせるものであるとしており、そのため徴兵という士族・平民の別に捉われない仕組みは、士族のみならず平民へも「国事」への関心を呼び起こし、ひいては国民の形成に寄与していくことになるとの理解を持っていた(『分権論』、『全集』四・二三六頁など)。こうした理解の延長線上に、先の①〜③の説明があることは明らかだろう。また①〜③の簡潔な主張が、相互に結びついていることも窺える。

だが、よく知られているように、福沢のまさに目にしてきた徴兵の法は、彼が理想とする男子国民すべてを区域とするものとはほど遠いものだった。明治一二年の徴兵令では、戸主・官吏・官公学校卒業者などが免役となっていたばかりでなく、代人料を支払えば合法的に免役となることも可能だった。もともとこれらの特典の大部分は明治一六年一二月の改正で廃止される。同令では、徴兵猶予となる学生として官立府県立学校の生徒のみを掲げたことから、慶応義塾は非常の困難に見舞われるといった一面もあつた<sup>③</sup>。それにもかかわらず、福沢は、この改正によって徴兵のがれの悪習も後を絶つだろうと、全体としては同令を高く評価している(『全国』四一四〜五頁<sup>④</sup>)。しかし一方で、徴兵が、彼からすれば不完全極まりない形ですでに一〇年ばかり運用されてきたことにより、士族—平民というものは異なる新たな軸が見えてきた——福沢はそうも考えていた。上流—下流という軸である。

彼は言う、社会上流の者は代人料と免役・猶予条項によって大抵は兵役を免れた結果、現役に服する者の多くは下流で貧賤の者となり、そのために兵役そのものが賤役とみなされ、上流の子弟はこれを忌み、「父兄も亦其親愛する子弟を駆て賤役に入るゝを好まず」と。士族と平民との差異を解消させる機能を持つと期待していた徴兵という仕組みが、兵役に行かない者と行く者とのあいだで上流—下流という差異を再生産してしまっていると福

沢は理解していた。士族—平民の軸だけで徴兵を議論できる時代は終わり、この新たな問題へも対処しなくてはならない。その策は実行あるのみ、とばかりに、こう述べる。

社会の上流富貴有力の人々は、断然心事を改めて隗より始むるの例に効ひ、苟も其師弟の徴兵年齢に当るものは、仮令ひ父兄又は知人縁故の力を以て見事に之を免かれて成法に背かざるの好方便あるも、特に其方便を用ゐずして自然に任し、尋常一様貧賤の子と共に伍を為して現役に服せしめんこと、我輩の冀望に堪へざる所なり（『全国』四一七頁）。

\*

かように徴兵へ一家言を有していた福沢が父・諭吉として子息の徴兵を気にしはじめるのは、長男・一太郎と次男・捨次郎の留学終了が日程の上りはじめた明治二十一年三月頃からであろう。一二日付の捨次郎宛書簡でこう述べる（『書簡集』五・三五九頁）。「一太郎並に貴様徴兵之義は随分氣掛りなれども、何とか工風を致し、或は一<sup>(5)</sup>時仮に役人に為る杯も一策か存候」。ただし一太郎は現役に徴集される心配はなく、氣掛りの対象は、もっぱら次男・捨次郎（慶応元年九月二一日—一八六五年一月一日生）の徴兵へとなっていく。二人が留学先の米国から欧州經由で帰国の途に着いてしばらくした明治二十一年八月二七日には、一人あとに残つて勉強を続ける養子・桃介への書簡で次のように述べている（『書簡集』六・五四頁）。

帰朝之後も捨次郎には徴兵之事あり、如何可致哉。私に其筋へ依頼したならば、自から方法もあらんと存候得共、人に頼むは面白からず。去りとして所謂勅任官共之子弟は、壺人として服役したる者あるを聞かず。此方が独りヲネストにあるも馬鹿らしく存じ、目今思案最中なり。

この時点での現行法である明治一六年の徴兵令には、學術修業のため外国に寄留する者は、その期間の徴集を猶予するとの規定があり（第一八条第七項）、捨次郎もこれに該当した。ここではすでにその猶予期間終了後の対

策へと思案を凝らしているわけである。ところが兄弟が帰国して二ヶ月あまりたった明治二二年一月二二日、徴兵令は改正された。次はその四日後に中上川彦次郎へ宛てた書簡である。なお、中上川は、『兵論』と『全国徴兵論』の「筆記」をしている（福沢は「立案」）。

徴兵令改正に付、捨次郎一身又々思案を要することと相成候。旧令に依れば後備に入る可き由にて、安心致し居候処、新令は或は然らざる様に有之。就ては油断すべきにあらず。不取敢東京府の土木課にてもと存じ、即案山名氏へ頼み、高崎之方へ申込むことに致し候。此方不都合ならば兵庫県へ頼み、県之土木か又は通弁翻訳杯に入り、然る後そのまゝ山陽鉄道へ其人間を拝拝「借」杯の手續致し度、右之次第御含置、御序之節宜敷様下話を願ひ候。尤も東京府にて出来候えば夫れにても宜敷、唯今頼込之口を開きたるまで之義に付、兵庫之方は確に云々と約束すべからず。こちらが外れば直に電信にて可申上、一刻も速に取極置度奉存候。新令面を見れば、三月一日より十五日まで之間に届出るとあり。捨は此部に入るや入らずや、心得ず候得共、何に致せ随分やかましき事に付、十分に手廻し致置度存候（『書簡集』六・一〇一〜二頁）。

以下この小論では、福沢に従つて、二二年の改正徴兵令を新令、それ以前のを旧令と略すことにしよう。その旧令・新令のいづれについても、ここでの福沢の条文解釈には少なからぬ問題がある。その点については追々述べることにして、まず注目したいのは、福沢がまさに企てようとしている行為である。福沢立案・中上川筆記の著作のなかに、「抑も此徴兵遁の字面は、国民の苟も筆にす可きものに非ず、口にす可きものに非ざるは、法律上に於ても徳義上に於ても明白なり」とあるせいも、その言葉こそ出てこないものの、ここで記されているような試みを世間では徴兵のがれと言っている。とりあえず名義上だけでも東京府かそれがだめなら兵庫県の役人となり、徴集を免れようというのだから。もつとも福沢は右の引用に続けて、徴兵のがれが民間の習慣となつていくこと、その方略には種々あり、「仮に小吏たるの策」もそのひとつであること、しかしこうした悪弊を絶つたため

にも、「結局我輩の所見にては、全国の男子を包羅して一人も漏らすなきの一法を定るより他に依頼す可きものあらざるなり」と、自論へと展開している（『全国』三九八頁）。

思案を重ねてついに徴兵のがれを画策した動機は、「独りヲネストにあるも馬鹿らし」という感情にあつたとみて間違いない。勅任官どもの子弟が服役したなどとはついぞ聞かないのに、それとさしてかわらぬはずの我が愛息——MITで土木工学を専攻し、その成果を鉄道事業の現場でいままきに試そうとしている捨次郎——ばかりが徴集されてよいものか、といった情である。たとえ徴兵からのがれる方便があつたとしてもそれを用いるな、社会の上流富貴有力の人々よ、その子弟を現役に服せしめよという呼号は、まず隗より裏切られんとしていた。

\*

ここから福沢の言行不一致を糾弾するのは容易いし、また人によってはその方が痛快かもしれない。しかしそれで事済んだとするわけにはいくまい。というのは、例えば、福沢の徴兵についての言論に触れることは、徴兵制についての研究において定石となっており、福沢を参照枠にしつつ描かれたとも見受けられる作品もある。言い換えれば、福沢の論説は単なる一論説ではすでにまつたくない。松下芳男は『全国徴兵論』を長々と引用したあとで、後年の徴兵令の改正はほとんどこの意見のようになっているとまとめている<sup>(5)</sup>、加藤陽子はもう少し慎重な言い回しながらも、明治二二年の改正を例に「福沢のクレームと徴兵令改正は、かなりの相関関係がある」としている<sup>(6)</sup>。たとえそうした見解が、部分的には、福沢のテクストが他を圧して整備されていることによる均衡を失した拡大図であるかもしれないとしても、福沢の論説が政府へ影響を与えたとまでは断言できないが、少なくとも政策を先取りしていたとの評価を得ていることは間違いない。さような論説の著者がそれとは逆の行動をしようとしていたということは、もはや言行不一致やら家族への愛情といった次元だけで理解しては不十分だろう。国民皆兵主義といった言葉でまとめられがちな福沢の論説のなかに、先の行動を正当化し得るような、



あるいはそこまでいかずとも、そうした企てを許容するような余地はないのだろうか——そういったことへ注意を払いつつ、読み直していかなくてはなるまい。かくて書簡を通じて福沢の家族へと態度を検討することからはじめたこの小論は、福沢の公的発言を緻密に再考せざるをえなくなる。その価値は十分あるだろう、対象がほかならぬ福沢諭吉なのだから。

### 諭吉、かく徴兵を思考せり

徴兵の方法について「より広くそしてより公平に」と福沢が主張するのは、そもそも兵役というのは、それに応ずる者にとつて、苦しく恐ろしく、そして避けたいものであるという認識に基づいていた。彼はその点を大胆かつ率直に肯定する。「凡そ人間の職業多くして何れも皆多少の危険を帯びざるものなしと雖ども、其の危険の最も近くして最も明白なるは唯兵士のみなりと云ふも可ならん。故に当局者の私に就て考ふれば、此苦役を免かれんことを欲せざるものはなかる可し」(『全国』三九七頁)。「より広くそしてより公平に」・「例外なく一様に」という原則は、兵役が苦役であるという認識にその根拠を持っていた。苦役である以上、一部分だけがそれに当たりほかはそれに関与しないというのでは、「人生の徳義上に於て相濟ざること」だ(『国役』五五八頁)。「国中の男子等しく欲せざるものならば、等しく之を強ふるこそ公平の旨に適ふものならん」(『全国』三九七頁)。「より広くそしてより公平に」という要請は、福沢の思考においても重要な位置を占める「徳義<sup>(8)</sup>」という次元からも、強くなされるのである。

しかしまたそうした要請を社説に記し、著書として刊行するなどして警鐘を鳴らさねばならない現状にあると、福沢は見ていたことは、先にも触れた通りである。「今日の法に於ては兵役を免かるゝ者甚だ少なからず」(同)。ただし兵役を免れるという場合にも、それには相異なる二つの次元があった。

ひとつは上流—下流という軸で抽出されたもので、免役・猶予条項のバイアス——例えば、高学歴者への優遇——に起因するとされるものである。これについてここで繰り返すことはしない。しかしこれよりもはるかに多い人数が正規の手続きを踏みながらも現役に就いていないのが実情であった。それは簡単に言えば、現役兵として実際に服役すべき人数が、その候補者となる壮丁の数と比べて著しく少ないことによる。そのため、例えば新令では、所要現役兵員に超過する壮丁は一カ年予備徴員として、戦時や事変または欠員のとき徴集されるもの（第二三条）、期限内に徴集がなければ国民兵役となるとされた（第二四条）。国民兵役とは、現役および予備役とからなる常備兵役と後備兵役にない満十七歳より満四十歳までの者のことである（第五条）。以上のことは逆から言うと、壮丁のほとんどは現役に服さないですむということである。この点を数字で確認しておこう「表I」。もし仮に公平を云々するならば、量的に最大の問題はここにあったといわねばなるまい。

そんなことは百も承知の福沢だった。「我日本の如きは常備の陸兵僅に三万余を以て足れりとするものなるに、全国の丁壯は三十余万の数あり」。三十人のうち一人だけが、苦しく恐ろしく不幸な目にあうのであり、それを「他の二十九名は之を傍観して平気なるべきや」。少数者の不幸への共感、何らかの対策を喚起する。それが兵役税である（「国役」五五七—五六〇頁）。

\*

福沢のいう兵役税は、現役に服さない壮丁に、本来ならば現役に服すべき三年間、毎年一定額を税として納めさせるというものである。

[表I] 陸軍現役徴集人員

年次	現役兵数=A	壮丁数=B	A/B
明治10年	10688	302953	3.5%
明治12年	8605	321622	2.7%
明治14年	18391	306686	6.0%
明治16年	23609	298723	7.9%
明治18年	27389	388389	7.1%
明治20年	33808	777972	4.3%
明治22年	18477	360357	5.1%
明治24年	20254	361422	5.6%
明治26年	20166	432340	4.7%
明治28年	21662	449834	4.8%
明治30年	45791	477555	9.6%

(注) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』グラフ2をもとに作成。

る。これにより、「人を徴集するか、金を徴集するか」の二者択一となるとする。これが免役料でなく兵役税であるのは、それが十六年まで存続した代人料と異なり、「より広くそしてより公平に」という趣旨に適合してまさしく国税としての性質を備えているからだとしている（『全国』三九九頁）。

論説ではいくつかの試算が試みられているが、明治一九年のものを紹介すると（「国役」五五九頁）、税額は単年度一律十円、これを現役の間である三年間払う勘定となり、一人当たり三十円の負担となる。一方、税収は、現役期間すなわち三年分の壮丁のうち現役に服さない者が毎年払うことになるので、仮にその数を毎年二九万人とすれば、（二九万人×三年分）×十円で八七〇万円となる。この前後の時期の国税収入が概ね六千万円強であり、うち七割近くが地租によるものであったことなどを考えると、相当に大きな金額といえよう。福沢も「歳入の一端を開きたるもの」であり、兵役税は「国役平等の主義」が貫徹するだけでなく収入源ともなる一挙両得の方策である、と自負していた。

「凡そ人間世界に銭を以て売買す可からざるものは殆んど稀なり」というのが福沢の主張であり（「国役」五五九頁）、現役兵となる者とならない者とのあいだに厳然と存在する差を、金銭によって埋めようとしたものであることは明瞭だろう。そしてこの措置があつてはじめて福沢の徴兵に関する構想は完結する。

そもそも「より広く」と「より公平に」という徴兵の方法に関する福沢の二つの主張は、必ずしも簡単に両立するものではない。「より広く」を追求して、例えば免役・猶予条項の削減を進めれば、兵役にまつわる上流—下流の差異の再生産を押し留め、階層差を「より公平に」するものではあることは疑いない。その限りでは、「より広く」と「より公平に」は並進している。しかしそうした措置は、現役に行く者と行かぬ者とのあいだでの負担の違い——壮丁数が現役数をはるかに上回っていたこの時期においては不可避的に生ずる事態である——を不公平とみなした場合、それを「より公平に」することへは何ら寄与しない。いずれにしろ階層による「不公平」

とは異なる、現役となるか否かという最後は籤がもたらす「不公平」についての意識を緩和するためには、「より広く」を求めるものとは別個の手立てがなされねばならない。それが兵役税であった。すなわち階層による「不公平」に対しては免役条項の撤廃が、そして籤による「不公平」には兵役税がその対策として準備されていたのである。兵役税の徴収と免役条項の撤廃とは、一緒になつてはじめて意味を持つものなのだったのである。

\*

さらに福沢は、兵役税を実施した場合に予想される批判への反論も試みている。そうした想定問答のうちでもとりわけ興味深いのは、次の二つの批判への応対である。

第一の批判は、三十円で現役に行かずにすむならば、免役希望者が殺到して現役兵が不足するのでは、というもの。この危惧への福沢の対処法は明快で、現役兵となろうという人を増やせばよい、具体的にはその手段として、年間八七〇万円が見込まれる兵役税を財源に、満期除隊した者へ満期金（百円内外。各年一万人とすれば年間支出は百万円程度）を支給するというものであった。もっともこの対処法が仮に機能したとすると、たちまち逆の危惧が生じてくる。これでは今度は現役兵に殺到するのではないかと。これに福沢はこう答える。現役兵の過多に対しては「兵卒の身の丈の標準を高く」するなどその基準を厳しくすればよい、それによつて殺到という事態は避けられ、兵の実力も向上する、と（「国役」五六〇〜一頁）。

この双方から批判が出てしまうというまさにこの点にこそ、福沢は自らの構想によつて修正が施された徴兵制の妙味を見出す。すなわち兵役税額と除隊満期金とそして身の丈すなわち身幹という三つの数字を操作することによつて、現役とそれ以外との調整が可能となるというのである。当事者にとつて「不公平」という意識のかなりの部分は、自らの意思に反する形で割り振られる点にあるとするならば、福沢のアイデアは、数字を変動させることで当事者の意思形成そのものへと影響を及ぼし、「不公平」という意識の発生を最小限度に抑えようという

ものにほかならない。兵役税導入にともなう公平論に関するおそらくもつとも根本的な懐疑、すなわち現役に行くという行為と兵役税を納めるという行為とで公平といえるのかとの問いにむかつて、壮丁の意思を変動させることで対応したものである。徴兵の方法として追及された「より広くより公平に」という方向は、個人の意思という次元にまで作用する方策を編み出したことで、いわば行き着くところまで行き着いたと見えなくもない。

しかしここで意思について議論されていることは新たな疑念を生ぜしめる。壮丁の意思とは、この場合、現役兵を選ぶか、それとも兵役税を納めることを選ぶのかという二者択一の意味である。とするならば、右の操作がうまく機能したとき、全体として現役兵となる者の集団は、それに志願をした者の集団とほぼ近いものとなる。それではもはや「日本の陸軍は志願兵の姿」となるのではないか。この第二の批判には福沢自身もこれに気付き、以下のような手をうった（「国役」五六一〜二頁）。

「志願兵の姿」となってしまう問題点は、それが士族へ偏してしまい、先の①②③でいえばその③にあたる「武勇の気風」・「士気」を、士族を超えて男子一般のものとすることができないことである。そのためには現役兵にならない物にも練兵教育を施せばよい。全国の学校には必ず練兵課を設け、それにもれたものは二十歳より三十歳までの十年間に一〜二ヶ月間、兵器の操作法を演習せしめればよい。こうして「日本国中の男子にして鉄砲を手にせざる者」がいなくなれば、「武勇の気風」を養うのに十分である。財源には兵役税を充てればよい、二云々<sup>9)</sup>。

しかし「志願兵の姿」となることで生じるかねない結果について対応策を考案するより以前に、福沢自身も気付いていた「志願兵の姿」となるということとそれ自体にとにかくもう一度とどまってみるべきだろう。言い換えると、徴兵制を「より広くより公平に」と福沢が徹底して行って行き着いた先が、志願兵制と見紛う姿になるといふいささか皮肉な帰結そのものについてである。

\*

この点で興味深いのが、法制局参事官・真中直道の記した「兵役令に関する意見書」である。<sup>(10)</sup> 明治二十一年五月八日の日付を持つこの意見書は、二十二年一月に公布された徴兵令の改正過程において産出されたものであり、『秘書類纂』に収録されたことから、研究者のあいだでもよく引かれるものである。<sup>(11)</sup>

真中の立論は、壮丁数が現役兵数より多いという点からはじまる。そして兵役に就くことが普通人情に忍びないことも認め、それを忌避しようという情にも幾許か理解を示す。そして兵役を税と捉え、その負担の方法として、現物すなわち実際の徴集によるものと、貨幣によるものとに区分する。そうすれば「現物・貨幣の両税を併用し、人民の好に依じて其一を納めしめ、政府は、一方に於て所要の兵員二万は現物を以て之を徴集し、又一方に於て巨額の金納兵役税を得て以て大いに兵事の改良を為す」ことができる、と。用語こそ微妙に異なるものの、問題の設定からそれへの対策まで、ほとんど福沢諭吉のそれと変わらない。真中直道は、明治十一年に慶応義塾を卒業した後も、二〇年には「社会論」を福沢へ送り、また二十二年には慶応義塾の大学部設置にあたっては基本金募集の常務委員などを務めるなど、福沢や慶応義塾と関係を持ち続けた人物である。<sup>(12)</sup> 福沢の影響を想定したとしても誤りではあるまい。

しかしここで同時に注意しなくてはならないのは、真中が明確な反徴兵論者であったことである。彼は言う、この意見書は「強迫兵役法を以て我国に適さざるもの」と信じて、それを論証しようとするものである、と。

すなわち真中は、福沢と同じ設計図を、徴兵を前提とすることなく描いたことになる。兵役税をビルト・インした仕組みは、徴兵制と志願兵制といった二分法そのものを壊してしまう。あるいはそうした制度設計を考案するとき、徴兵制はもはや志願兵制であり、また志願兵制は徴兵制である、といっても良いかもしれない。

これは常に成り立つ事態ではないだろう。これまで長々と見てきたように、いくつかの前提のもと、壮丁数が現役兵数より多いという条件が重なることで、はじめて明瞭になるものであった。ただ以上の考察から次のこと

は確かとなる。つまり徴兵の法を「より広くより公平に」という方向で厳格化していこうとした福沢諭吉は、それにもかかわらず、あるいはむしろそれ故に、志願兵論者であったのである。

### 捨次郎、かく徴兵を免れたり

ここまで執拗に福沢の論旨を追ってくれば、次男・捨次郎の徴兵が持ち上がった際の先の行動を認めるような余地が、幾許か存在することが見えてこよう。捨次郎は現役を志願するのではなく兵役税納入を希望する者なのである。父・諭吉の構想において、そのことはなんら恥ずべきことではなかった。そしてその構想において捨次郎のような人物は当人の希望通り、かつ「公平に」、兵役税納入で現役兵とならずにすむはずだった。

だが福沢父子にとっては不幸なことに、兵役税は直前の明治二二年の徴兵令改正でも——それどころかたびたび論議されたにもかかわらず、結局のところ徴兵制の終焉まで——導入されなかつた<sup>(13)</sup>。現行の制度は、現役兵とそれ以外という福沢が最大の「不公平」とし、そのために様々な工夫を施したその部分について、何らの措置もない設計となっていた。実質的に福沢諭吉が主宰していた『時事新報』が、新令の公布とともに社説を掲げ、「全国兵の主義」に照らし、「今回徴兵令の改正を賛成すると同時に、兵役税一項の追加を冀望する者なり」と結んでいるのは(明治二二年一月二三日)、福沢年来の主張から新令を読めば、当然の反応である。兵役税の不在という制度設計上の不備により、捨次郎の志望はそのままでは行く場を失い、今回の一件は発生した——福沢の議論からすると、こうなるだろう。そして志願が貫徹しないという福沢諭吉による徴兵制の設計ではほとんど起こるはずのなかつた事態が、いままさに目前で起ころうとしているとき、その志願を聞き遂げる方向へと傾いていった。

父・諭吉が「仮に小吏たるの策」でいこうと徴兵のがれを企てたことは、確かに彼のかつての論説中の言とは明らかに反する部分がある。その点は間違いない。しかしもともと志願という次元を介在させている福沢の徴兵

制へのデザインは、まさにそれ故に、こうした策を許容してしまうような要素を含んでいたのである。そしてそうしたものが、おそらくは自らの構想と十全には一致しない新令への尊重の度合いの低下と、一方で「仮に小吏たるの策」そのものは必ずしも法令に背くものではないとの安心感、それに「独りヲネストにあるも馬鹿らしく」といった感情や、もちろん子供への愛情などに後押しされることで、徴兵のがれが試みられることとなる。隗よりはじめよという過去の呼号への背理は、こうしてなされた。

\*

ただ幸いなことに、と言ってよいだろう、福沢父子のこの企みは未遂に終わった。「仮に小吏たるの策」では徴兵猶予とならないことに、おそらく中上川彦次郎からの電報によって気付かされた福沢が、方針を変更したからである。捨次郎を東京府の役人にと書き送ってから四日後、明治二年一月三〇日の中上川宛の福沢書簡である。

電報到来。捨次郎義県庁の方は出来候得共、官吏たるも無益たるへしとの次第。成るほど新令を解釈すれば、其意味あるが如し。就而案ずるに、公然徴に応じて出るも亦一説と申其次第は、本年は非常の徴集人にして、平均しても四十と一と之割合と為り、其人之中に枉て些少の申分あれば、直にはね出すよし。本人は他に欠典なければも虫歯五、六本あり。虫歯は最も忌まるゝよしに付、唯今より其筋之医師へ内診を試み候得は、稍や安心も出来候義に付、先づ是れを試度存候。いよいよ此齒なれば大丈夫とあれば、其上は身を処するにも自から法あり。此法を案ずるに：（『書簡集』六・一〇三頁）

新たな方針は言うなれば正面突破である。作戦の内容はこれまでの検討から明らかだろう。壮丁数と現役兵数との比率が三十対一——ここでは四十対一。先の表と照合せよ——であるということとは、逆に言えば現役とならない可能性の方がはるかに高い。福沢はこの点に着目した。事々しく徴兵のがれなど企てずとも現役兵となることはあるまいといういわば確率論へ賭けた作戦である。しかし確率に依拠するからには、四十分の一への不安



はどうしても残る。同じ頃、父・諭吉はこう記している。「捨次郎は徴兵之一件にて、実につまらぬ心配致し、今に何も手に付き不申」(二月二日付日原昌造宛書簡、『書簡集』六・一〇五頁)。

そんな不安を減らすのが、「虫歯五、六本」である。壮丁数が現役兵数よりはるかに多いという事態は、一方では、現役となるには厳しい選抜を経ねばならないということでもあった。その精選に耐えかねるような何かがあれば、選抜される確率を限りなくゼロへと近づけることも可能である。そしてその選抜は身体を基準になされる。新令に対応した徴兵検査規則(明治二二年陸軍省令第二号)は、兵役に堪えられないものを列挙するなかで、「唇又は歯牙の疾病欠損にして咀嚼に妨あるもの」を掲げている(第四条)。その筋の医師の内診により、この歯なら「大丈夫」、すなわち徴兵検査で確実に不合格とされると診断されれば、四十分の一だった確率ももっと小さいものと感じられよう。かつて福沢をして兵役税以下を構想せしめた壮丁数と現役兵数との差という事態は、捨次郎の徴兵に対する作戦を変更せしめた。そしてよりすぐれた兵を精選するための徴兵検査規則は、徴兵のがれなどしなくても徴兵からのがれられるのだとの安心感を、福沢父子へと提供する。

内診を行った医師が「大丈夫」と断言したのだろう、心配で何も手に付かないと記してから一月ほどを経た三月一八日、父・福沢は養子・桃介へ帰国を促しつつ、「唯今帰国すれば徴兵の故障あれども、此故障は到底免かる可らざるものにして、百中一の危さあるのみ。是れは心に関せざる方可然。仮令関心するも無益なり」と説得している(『書簡集』六・一一九頁)。確率も百分の一にまで減少しており、どこか余裕すら感じさせる態度へと変わっている。この間の約一月、大日本帝国憲法の発布あり、友人・森有礼の暗殺ありと頗る多事であったせいかわっている。この件の動向を明確に記した書簡は見当たらない。だが、おおよその復元は可能である。

慶応元年(一八六五年)生まれの捨次郎は、明治一八年(一八八五年)に満二十歳となったが、この時点ですでにアメリカへ留学しており、先にも述べたように、そのことよって徴集が猶予されていた。ただしこの猶予

はその事態の継続している期間に限定されている（旧令第一八条第七項）。もっとも留学期間が七年間となると、第二予備徴員となり（同第三二条）、戦時と事変の際のほか徴集されることはない（同三三条）。しかし満二三歳で帰国した捨次郎は、この「特典」には当たらない。すると猶予は終わり、徴集されることとなる。二一年一月五日に帰国した捨次郎は、三日以内に戸主から、その旨を届け出ねばならない（同第三六条。明治一九年勅令第七三号にて改正あり<sup>14</sup>）。ただ二一年中の新兵徴集事務は終わっていたため、徴集は翌年の二二年ということになる（明治一七年太政官布達第一八号「徴兵事務条例」第一四七条。なお、明治二二年陸軍省訓令甲第三号も参照のこと）。そしてこうした状態で新令が発布・施行された（新令第三二条）。

この新令は、免役・猶予の条項をさらに制限したほか、師範学校を卒業した教員の六ヶ月現役兵制の導入などが特徴とされる。父・福沢はこの新令へ対処しようと「仮に小吏たるの策」を案出したが、これは新令では全く無益の策だった<sup>16</sup>。そこで公然と徴募に応ずる策で行くことになったわけだが、その際にただ一般の徴集を待つのではなく、新令第十一条により、一年志願兵を志願したことが、いくつかの史料から明らかである。一年志願兵制は、予備将校下士をつくることを目的とした仕組みであり、新令によって確立したものである。現役に行かずに済むよう算段を凝らしていたにもかかわらず、わざわざ一年間陸軍軍役に服することを志願するとは、一体どうしたことなのか？

\*

新令における一年志願兵は、日給はなく（明治二二年勅令第一四号「陸軍一年志願兵条例」第四条）、服役中の費用も自弁とされていた<sup>18</sup>。しかしその一方で兵種と衛戍地を選ぶことができ（同第一条）、また営外に居住して通勤してもよく（同第五条）、昇進も早い（同第二三条）。そもそも現役期間が一般と比べて三分の一、予備役も二年間と半分の長さであった（新令第一条）。相当に優遇された制度であることは間違いない。もっともその分だ

け志願者には制限があった。

旧令において志願が可能であったのは官立府県立学校卒業者のみであった(旧令第一条)。これが明治一九年の改正によって「文部大臣に於て認めたる之と同等の学校」も加えられ(同年勅令第七三三号)、また新令でも類似の規定が設けられた(新令<sup>19</sup>一条)。ただし捨次郎が卒業していた慶応義塾は、いまだこの認定を受けていなかった<sup>20</sup>。だが新令ではこのほかに「陸軍試験委員の試験に及第」という道が開かれた(新令第一条)。捨次郎はこの新令で新規に開拓された道によって始めて志願可能となったのである。

また志願兵の身体検査については特別の規則が設けられた(明治二二年陸達第三九号「陸軍志願兵身体検査規則」)。だが兵役に堪えない疾病等の一覧は、一般の徴兵検査規則(明治二二年陸軍省令第二号)がそのまま適用されることとなっているなど(「陸軍志願兵身体検査規則」第四条)、この点で、一般の徴兵と検査と大きな違いはない。すなわち身体検査が「大丈夫」ならば、志願しようとして一般の徴兵へ行こうと変わりはないのである。

もはや明らかだろう。福沢父子が最終的に選択した策は、あえて一年現役兵を志願し、身体検査にて不合格になるというものだった。身体検査の基準は一般の場合と変わらず、しかも万一の際には優遇される。実に「合理的」なものといえるだろう。

\*

戸主の承認書の提出なども必要な捨次郎の志願兵手続きは、三月一五日までになされたはずである(「陸軍一年志願兵条例」第九条・第三二条)。父・諭吉が養子・桃介へ徴兵など気にせずとも良いと書き送ったのは、手続き期限より三日後のことであった。そしてこの頃から、『時事新報』は、やや不釣合いなほど、一年志願兵についての記事を多く載せるようになる。三月二十八日に「陸軍志願兵身体検査規則」の要目を伝え(「陸軍志願兵身体検査規則」)、四月九日には一年志願兵などの試験委員名を掲げた(「臨時試験委員」)。さらに四月一九日には次のよう

に記している（「志願兵の身体検査」）。

第一師団司令部にては来る五月八日午前八時より學術試験を受くべき一年志願兵の身体検査を執行する筈にて、今度管下各府県へ同志願兵の出頭取計方を照会したるよし。

この記事の翌日、福沢諭吉は中上川彦次郎に宛て、「志願兵之検査は五月八日。是れは齒の一件にて必ず免かるゝ積りなり」と書き送る（『書簡集』六・一二九頁）。新聞の記事はいふなれば捨次郎の動静を報道したものだ。これは必ず不合格となるはず。あとは当日を待つのみ。しばらくすると府下の志願兵数が二一名であることも報じられる（「二年志願兵」、四月二六日）。捨次郎はそのうちの一人ということになる。

最終的には五月八日に身体検査が行われたようである。<sup>(21)</sup> その結果は二七日になって、父・諭吉が桃介へこう伝えてゐる。

捨次郎之徴兵も、齒がわるひとて終身免役に相成候（『書簡集』六・一四四頁）。

終身免役とは、身体検査によつて不合格、すなわち新令第一七条にいう廢疾・不具等に該当するとされたということである。より詳しくいうと、兵役に堪えない「丙種」と認定され、しかもそのうちでも「永久服役に堪え難き者」と区分されたということである。<sup>(22)</sup> 「丙種」にして「永久服役に堪え難き者」とされると、その旨が居住地の旅管徴兵官へと送付され（陸軍一年志願兵条例施行細則」第九条）、免役の処分がなされる（同第一〇条）。福沢父子の作戦は、見事に成功を収めたのである。

翌月の六月、捨次郎は晴れて山陽鉄道会社へと入社する。なお、同社社長は中上川彦次郎であつた。

### 福沢諭吉の徴兵についてのテキストから——おわりに

福沢捨次郎は現役には行かずに済んだ。同年代の九割以上がそうだったことを考えれば、極々普通の結果では

ある。しかしそこへと至る道筋はかなり変わっていた。

満二〇歳となった時点では、アメリカへ海外留学していたことよって徴兵猶予とされた。しかし帰国にもなつて猶予が終わる。そこでまずは徴兵のがれを試みた。仮に役人となるという手段である。だがそれでは免れないことが分かると、虫歯で身体検査に撥ねられることをたよりに、ついには一年志願兵を志す。そして見事作戦通りに不合格を勝ち取り、現役行きを免れたのである。

さてもともとこの小論は、徴兵についての福沢諭吉の理解の仕方を、右に要約したような実際の行動をも視野に納めることで、より深く理解しようという試みとしてなされたものであつた。<sup>23</sup> その結果、福沢は、自らが徴兵の原則とする「より広くそしてより公平に」を追求し、その実現の方法として兵役税を自らの構想の核へと据えたことから、かえつて兵役に当たる世代の意思あるいは志願を重視する制度設計となつており、そのことを福沢自身も理解していたことが明らかとなつた。忠良なる国民皆兵論者たる福沢諭吉の描いた徴兵制は、個々人の意思を基礎に、そこへ介入することまで考えたものであつた。そしてこの当人の意思を起点とする構造的な特徴が、捨次郎の徴兵の際にとつた行動を可能にしたのではないか、との仮説を提示してみた。捨次郎の希望を貫徹するために、あえて一年志願兵へ応募させたのも、そういつたところからある程度は理解できるのではあるまいか。

それでは逆に、今回の実践が、福沢の徴兵への見方に何らかの変化を及ぼしたことはあるだろうか？

そもそもこの時期以降、徴兵について正面から扱った論説を福沢はほとんど書かなくなつていく。これはおそらく福沢年来の主張——より広くより公平に、そして尚武の氣風を全国へ普く——が、兵役税こそないものの、概ね実現したという認識によるものだろう。「より広く」という原則からは外れるかもしれない僧侶の兵役免除を「経世」の観点から求める論説を記し、僅々五・六万の僧侶から兵士を取らないからといって一国の兵力に何ほどの影響があるうか、と述べているあたりからも、そうした点が窺える（「僧侶の兵役免除」、『全集』一四・三五

三〇五頁)。そして徴兵の仕組みが確立したのなら、あとはそれが役に立つかどうかとなる。それが試されたのが日清戦争である。

日清戦争期の福沢は、「日清の戦争は文野の戦争なり」などに代表される対清強硬論を立て続けに執筆する一方で、軍費醸出の呼びかけを繰り返し、自ら一万円もの義金を提供している<sup>(24)</sup>。また従軍者の家族に対する扶助策についての提案などもしている(「従軍者の家族扶助法」、『全集』一四・六三〇～一頁)。寄付金などこれまでは一切取り合つてこなかったと称する福沢諭吉が(「私金義捐に就て」、『全集』一四・五一四～七頁)、あえて巨額の寄付を行ったことに、「人を出すか金を出すか」という兵役税と同じ発想を見出したり、あるいは従軍者の家族への扶助を唱える姿に、捨次郎と桃介がもし現役へといつていたらという切実な思いを感じたりすることもできるかもしれない。ただもはやそこには、徴兵そのものに何かを言おうという態度はない。制度として確立し、そして実践において勝利を収めたのだから、もはや徴兵そのものについて、福沢の言うべきことはなかったということなのかもしれない。

\*

ところで捨次郎にとっては、現役へ行かずにすむための経路として機能した一年志願兵制であるが、当然のことながらこれは創始者たちの意図とは大きく異なる。もともとこの仕組みは、「富者」「貴者」「知者」を率先して軍務に当たらせ、戦時將校下士を養成しようとして考案されたものであった<sup>(25)</sup>。こうした意図は、「上流富貴有力」の人々こそまず現役に当たれとした福沢諭吉の主張とも響きあうし、福沢とよく似た制度設計を試みた真中直道も、新令の草案について、ただ「大いに一年志願兵を奨励するの一点」のみは現行法に優ると高く評価していた<sup>(26)</sup>。ただしそうした期待の一方で、この仕組みが徴兵忌避の隠れ蓑となっていたことについても、志願といつても後方勤務の兵種を希望する者の多いこと、あるいは入隊後も終末試験に落第することで予備役將校となるのを拒否

する者のいたことなどとの関連で、しばしば指摘される<sup>(27)</sup>。しかし捨次郎の事例は、もつと徹底したものである。志願兵の仕組みを正面から用いて現役兵への編入を免れたのだから。

ただしこの場合、一年志願兵の仕組みだから機能したわけではない。一般の徴兵検査と同様の身体検査が課されることにより、そのように機能したまでである。そもそも捨次郎の場合、一年志願兵でなくとも構わなかった。だが万一の際の保険までを含めると、それを志願するのが、最も「合理的」な戦略と言えたのである。

そして旧令下で海外留学による猶予を得、新令下に帰ってくる者も、適用される条文こそ異なるものの、徴兵をめぐる環境は捨次郎とほとんど変わらない<sup>(28)</sup>。とするならば、新令によって新設された「陸軍試験委員の試験に及第」という規定を根拠に一年志願兵を志し、身体検査にて不合格を勝ち取るという捨次郎の戦略は、虫歯のところを各人に相応しいものへと手直しをすれば、捨次郎個人を超え、以後の「先例」となり得るものだったと言うことができる。

その点で興味深いのは、捨次郎の徴兵が首尾よくいったことを父・諭吉が養子・桃介へと伝えたのに続けて、「貴様も帰れば徴兵之事あれども、咽喉とか何とか申したらば、随分好き都合も可有之存候」と言っていることである（『書簡集』六・一四四頁）。これは虫歯を咽喉へと補正することで、桃介のときにも「先例」と同じ戦略で徴兵へ立ち向かおうという思い付きを述べたものと見ることがができる。養子・桃介もまさに旧令下で海外留学による猶予を得、新令下に帰ってくる者のひとりであった。もつとも実際には桃介の際は別の戦略が採られた公算が高い<sup>(29)</sup>。

ただし捨次郎のような事例がどれほどの数あるのか、正確に数え上げることは難しい。「表II」を見ると、「陸軍試験委員の試験に及第」することを志した者は、一年当たり、当初の二〇名余から一〇年ほどで五百人以上へと増えていく。ただそのうち捨次郎と同じく身体検査にて不合格となった者は、多いときでも五〇人には届かな

い。なお、身体検査不合格者の割合を取ってみると、明治二四年こそ「陸軍試験委員の試験に及第」を志した者が高いものの、ほかの年次は一年志願兵全体のそれよりもむしろ低い数値となっている。いずれにしても捨次郎のような事例は、全壮丁数からすれば、極めて少数であったことが確認できよう。

しかしすでに述べたように、捨次郎の企図は、一年志願兵の仕組みだから機能したわけではない。その身体検査が一般の徴兵検査と同様であったからである。とするならば、同様の試みの一般徴兵版の存在を類推することができる。

免役条項の削減によって徐々に合法的な徴兵忌避の途が閉じられ、非合法化していくといわれることがある。<sup>30</sup>だがこの表現は正確ではあるまい。それは捨次郎の行為が文句なく合法的であることから明らかだろう。免役条項の縮小とは、文字通り徴兵からのがれる手段を減らし、徴兵の基準を身体というものへと集約していったということである。そしてその基準による選抜、すなわち身体検査がなされた結果のなかには、捨次郎のごとく意図した通り不合格になる者もあれば、意に反して合格ないし不合格となる者もあつたに相違ない。ただ壮丁数が現役兵数より多いという状態のため何らかの選抜は避けられない以上、その選抜基準に身体という組織の目的にかなったものが主軸と

〔表II〕 一年志願兵志願者検査人員

年次	一年志願兵全体		陸軍試験委員の試験を志願した者			
	志願者数	採用者数	志願者数	身体検査不合格者数	学術試験不合格者数	採用者数
明治24年	132	85	25	10	14	1
明治25年	280	183	49	8	34	5
明治26年	399	237	84	11	66	0
明治29年	878	599	233	10	99	82
明治30年	1158	687	378	24	225	86
明治31年	1612	728	484	47	264	49
明治32年	2044	834	574	43	354	31
明治33年	2345	1038	533	49	290	43

(注) 『陸軍省統計年報』より作成。志願取消・検査欠席・死亡等により、志願者数とその他の数値とは合わない。



なつてさえいれば、そのなかに前記のごとき者が少々混じつていたところで、軍としては何ら意に介する必要はない。なぜなら、彼らは軍の設けた基準に従つて、いずれにしる現役には不相当とされる者なのだから。ここにおいて捨次郎のような事例は事実上、容認される。「より広く」を追求した免役条項の削減は、徴兵における身体の主軸化を意味するものにほかならず、一方で黙認される徴兵のがれともいふべきものを、ひとまずは生み出したと理解すべきだろう。

## 注

- (1) 慶応義塾編『福沢諭吉書簡集』全九巻、岩波書店、二〇〇一年～二〇〇三年。以下、この書からの引用は、本文中に『書簡集』巻数・頁数の順で記す。
- (2) いずれも慶応義塾編『福沢諭吉全集』岩波書店、一九五八年～一九六四年所収。『兵論』と『全国徴兵論』は第五巻、「国役は国民平等に負担すべし」は第一〇巻。これらは類出するので、本文にて、それぞれ『兵論』・『全国』・『国役』として、頁数のみを注記する。またこれ以外の論説は、本文中に論説名、『全集』巻数・頁数の順で記す。
- (3) これについては、以下の文献を参照。慶応義塾編・刊『慶応義塾百年史』上（一九五八年）八〇五～八一六頁。中野目徹『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説』弘文堂、二〇〇〇年、第七章。寺崎修『徴兵令と慶応義塾』、笠原英彦・玉井清編『日本政治の構造と展開』慶応義塾大学出版会、一九九八年。ただしその最中に認められた福沢のいくつかの論説は、何らかの形で官立と私立との公平を求めることを基本としており、最後は、「眼中既に私立校なし、唯国民全体の気を養ふが為に、全国兵の法を真に全国ならしめ、丁年の男子は一命を免ずることなきを冀望するものなり」と、自説を再確認するものとなっている。「兵役遁れしむ可らず」、『全集』九・五七〇～三頁。この件における福沢の行動は、彼の論説から容易に理解できる範囲のものと言えるだろう。
- (4) 『全国徴兵論』は、もとは「時事新報」の社説であったが、著書として公刊するにあたり改正徴兵令を全文掲載するなどの増補を施しており、同令の注釈書としての役割も兼ねていた。

(5) 文久三年一八六三年生まれの長男・太郎は、明治一二年の徴兵令により、年齢五〇歳未満の者の嗣子として平時免役となっている(第二九条第一項)。この待遇は一六年の改正へも受け継がれ、二二年の改正によって国民兵役となった。明治一七年太政官布達第一八号「徴兵事務条例」第一五四条、および明治二二年徴兵令第四四条。なお、明治十七年四月二四日付 福沢一郎宛書簡、『書簡集』四・一三二頁を参照。

(6) 松下芳男『徴兵令制定史・増補版』五月書房、一九七一年、五五二〜七頁。

(7) 加藤陽子『徴兵制と近代日本一八六八〜一九四五』吉川弘文館、一九九六年、一三二〜二頁。

(8) 『文明論之概略』第六章・第七章などを見よ。

(9) なお、念のため言っておけば、これは一年志願兵制のようなものを望んだりしているものではない。学校の練兵課に出席する者も、また短期の演習を受ける者も、どちらも兵役税を払った者であつて、福沢の議論では、納税の時点で現役兵へと赴いた者の公平は保たれているはずであり、これはあくまでも③の目的のためになされる追加措置である。

(10) 伊藤博文編『秘書類纂・兵政関係資料』原書房復刻版、一九七〇年、五七〜六六頁。

(11) 一例として、松下芳男『徴兵令制定史・増補版』五六二〜五七〇頁など。

(12) 主として『書簡集』所収の真中直道宛書簡、および補注によつた。

(13) この点については、一ノ瀬俊也「第一次大戦後の陸軍と兵役税導入論」、『日本歴史』六一四、一九九九年などを参照。

(14) この手続きを怠つたまま新令発布に至つたとしても、適用される条項が異なるだけで、抽籤の法により徴集されるが、一年志願兵を志願することもできるという点に違いはない(第四〇条)。ただし手続きを怠つたことで、罰金の処分を科される(第四六条第二項・第三〇条)。福沢父子は捨次郎の留学中に徴兵猶予の手続きを行つており(明治二一年三月二三日付福沢捨次郎宛書簡、『書簡集』五・三六七頁)、しかも帰国以前から徴兵猶予終了後の対処について考えていたことなどから、本文のような順序を推測した。

(15) 東京の徴兵署は九月二五日に閉じられていた。『官報』第一五七五号、明治二一年九月七日。

(16) 旧令では「余人を以て代ふ可からざる技術の職を奉ずる」官吏は太政官の決裁を経て徴集が猶予された(第二一条)。しかし新令では、同様の官吏も予備・後備において勤務演習簡閲点呼のため召集されないという旧令第二〇条と同じ規定のみとなつた(第二二条)。

- (17) 菅村武救『廿二年改正徴兵令釈義』一八八九年、三二頁など。
- (18) ただし身元貧困の者には官費が支給される制度があった(陸軍一年志願兵条例第六条)。もつとも捨次郎はこれには該当しない。
- (19) 「文部大臣に於て中学校の学科程度と同等以上と認めたる学校若くは文部大臣の認可を経たる学則に依り法律学政治学理財学を教授する私立学校の卒業証書を所持」する者に対して。
- (20) 認定は、明治二九年九月一七日文部省告示第一八号による。
- (21) 明治二二年東京府告示第二六号に「學術試験を受くべき陸軍一年志願兵身体検査」は来る五月八日に施行するとある。ただし『時事新報』の報道では、八日から學術試験、一〇日より体格検査となっている(五月四日の「一年志願兵の學術試験」、および五月一〇日の「体格検査」)。だがこれでは「陸軍一年志願兵条例」第一二条の規定と順序が入れ替わっており、さらに學術試験は五月一〇日より開始するという明治二二年三月一九日陸軍省告示第六号とも齟齬する。仮に規定通りに行われたとして本文のように推定しておくが、後考を待ちたい。なお、東京府告示は東京都公文書館蔵『警視庁東京府公報』によった。
- (22) 志願兵に関しては一般の身体検査とは異なつて丁種はなく、志願兵における丙種は一般の丁種に当たる。一方、志願兵の身体検査では、丙種を、永久服役に堪え難き者と、一時服役に堪え難き者とに区別する。「陸軍志願兵身体検査規則」第六条・第七条、および明治二二年陸達第三七号「徴兵検査手続」第五条。
- (23) 小論で捨次郎ばかりを扱い、三男・三八と四男・大四郎に言及しないのは、史料制約を除けばこのためである。父・諭吉は、三八が満二〇歳、大四郎が満一八歳となつた明治三四年に亡くなつてゐる。
- (24) 石河幹明『福沢諭吉伝』三(岩波書店、一九三二年)七二―三頁以下。一万円という金額の巨大さは、福沢が寄付をした表誠義金のほとんどが数十銭から数円の寄付からなつていたことから、明らかだろう。
- (25) 詳しくは、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、一九九四年、第二部第三章などを見よ。
- (26) 『秘書類纂・兵政関係資料』六三頁。
- (27) 菊池邦作『徴兵忌避の研究』立風書房、一九七七年、第三章。
- (28) 在留七カ年を過ぎてもなお止まないときは国民兵役に服す(新令第三八条)、またそれ以前に止んだときは、抽籤の法により徴集するが、一年志願兵を志願することもできる(同第四〇条)。
- (29) 桃介は一太郎・捨次郎が帰国してほぼ一年後、捨次郎が免役となつたほぼ半年後の明治二二年一月五日に帰国した。そしてす

ぐに福沢諭吉の次女・房と結婚式を挙げるとともに、翌月には福沢家より分かれて一家を創立し、北海道へと転籍している。これは桃介が北海道炭鉱鉄道株式会社へ勤務することに関係があるが（二三年五月北海道赴任）、新令は函館・江差・福山を除く北海道には施行されていないため（第三三条）、結果的に徴兵の対象から外れることにもなった。なお、夏目漱石の本籍が北海道岩内町に置かれたのは明治二五年のことである。大西理平『福沢桃介翁伝』福沢桃介翁伝記編纂所、一九三九年、「年譜」。あわせて、明治二一年五月二八日付村井保固宛福沢諭吉書簡、『書簡集』六・二〇頁。

(30) 例えば、菊池邦作『徴兵忌避の研究』二七七頁。菊池は主として新令以降を、合法的手段を閉ざされた「非合法の徴兵忌避」の時代としている。